

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

事業者： あい居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0581-36-3466 (FAX: 0581-36-3466)

介護支援専門員 糸井 眞美

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	あい居宅介護支援事業所
所在地	岐阜県山県市藤倉 576-152
事業所の指定番号	2170800367
※サービスを提供する実施地域	岐阜市、山県市、関市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 (介護支援専門員兼務) 介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

午前 8時00分 ~ 午後5時00分

(土曜・日曜日、12月30日~1月3日は休業)

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

お客様からの相談・申し込み



介護保険申請手続き (要介護度の確認)



介護支援専門員との相談・協議 (利用者様の状況等の把握、希望等)



サービスの利用項目の決定



サービス事業者との協議・調整



カンファレンス開催



サービスの決定



居宅サービス計画の作成



サービスの利用開始

4. 利用料金

- (1) 利用料（ケアプラン作成料）
別紙、居宅介護支援料金表をご覧ください。

（介護予防支援費）
指定居宅介護支援事業所が行う場合 472 単位

- (2) 交通費
前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

- (3) 解約料
お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金は頂きません。

5. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

- (2) その他の窓口
当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

岐阜市役所 介護保険課 058-265-4141 (代表)
山県市役所 健康介護課 0581-22-6838
関市役所 高齢福祉課 0575-23-7730

6. サービス利用割合

- (1) 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの全体利用割合

訪問介護 23%
通所介護 84.6%
福祉用具貸与 76.9%

- (2) 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	あい訪問介護 23%	-	-
通所介護	あいサービス 69.2%	椿野園サービス 7.6%	桜美寮サービス 7.6%
福祉用具貸与	合資会社 イグ 30.7%	福祉ポート 15.3%	ネットワーク 7.6%

2025 年 1 月 1 日現在

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	岐阜県山県市高木124-7
	名称	株式会社 愛真
	取締役	糸井 真美

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

説明者 印

利用者 住所
氏名 印

代筆者

(家族)
住所
氏名 印
続柄